平成２７年（フ）第１３号
石川県羽咋郡宝達志水町柳瀬ト230番地、従前の住所石川県羽咋郡宝達志水町石坂278番地
債務者　砂山　孝志（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第６０号
山梨県甲府市朝日１丁目１番１号　メゾン・ド・アルドゥール1303
債務者　横張　博之
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
山梨県南アルプス市藤田1559番地１　ＦＯＬＩＡＲＢ105、前住所山梨県南アルプス市浅原85番地３
債務者　畑川　　希
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８２号
山梨県北杜市小淵沢町松向1427番地　グリーンハウスＭ105号室、前住所兵庫県神戸市灘区高羽町４丁目４番14号
債務者　平塚　亮三
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
山梨県南巨摩郡身延町角打913番地
債務者　依田　純一
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
山梨県甲斐市龍地2848番地１　双葉響が丘団地２号館101号室
債務者　知念　裕子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
長野県北安曇郡小谷村大字千国乙652番地
債務者　杉本　繁雄
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第９４号
長野県北安曇郡小谷村大字千国乙652番地、住民票上の住所石川県金沢市西念１丁目１番23号　ガーデンテラス駅西・801号
債務者　杉本　孝子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０４号
長野県松本市寿北６丁目２番６号
債務者　米山　　章
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪662番地１
債務者　大槻　雅代
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３９号
愛知県春日井市追進町３丁目10　マーベラスＫ203、申立時の住所岐阜県多治見市小路町27番地
債務者　小栗　有貴
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４２２号
愛知県小牧市中央２丁目143番地　フォルツァ中央３Ｂ号
債務者　小松　信夫
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
兵庫県伊丹市御願塚２丁目３番17号コテ・ド・エコール新伊丹201号
債務者　村上　雅子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
兵庫県宝塚市野上６丁目３番10―108号
債務者　野口　美紀
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
兵庫県宝塚市長尾台１丁目２番８号　ペニーレインⅡ１―Ｃ、前住所兵庫県川西市小花２丁目２番12号
債務者　三原　　聡
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係